(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要綱

を公表する。

令和 5年11月24日

土浦市長 安 藤 真 理 子

(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託に係る契約の相手方の候補者(以下「契約候補者」という。) を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「公募型プロポーザル方式」とは、公募の方法により、別に定める参加資格要件(第5条第3項及び第9条第2項第1号において「参加資格要件」という。)を満たす事業者からの提案を求め、当該提案の審査及び評価を行い、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託に係る契約の履行に最も適した事業者を契約候補者として特定する方式をいう。

(選定検討委員会)

- 第3条 公募型プロポーザル方式の実施に当たり、厳正かつ公平な審査及び 評価を行うため、(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計 業務委託プロポーザル選定検討委員会(以下「選定検討委員会」という。) を置く。
- 2 選定検討委員会に関し必要な事項は、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校基本・実施設計業務委託プロポーザル選定検討委員会設置要項(令和5年土浦市告示第325号)で定める。

(公募の方法)

第4条 市長は、公募型プロポーザル方式の実施に当たり、公募の内容を定めた応募要領を作成し、市公式ホームページへの掲載その他の方法により 公告するものとする。

(参加表明書の提出及び提案者の選定)

- 第5条 公募型プロポーザル方式への参加を希望する事業者は、別に定める ところにより作成した参加表明書(以下この条及び第8条第1項第3号に おいて「参加表明書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による参加表明書の提出があったときは、当該参加

表明書を選定検討委員会に送付する。

- 3 選定検討委員会は、前項の規定による参加表明書の送付があったときは、 当該参加表明書を提出した事業者(以下この条及び第8条において「参加 表明者」という。)が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、別 に定める選定基準により当該参加表明者について審査し、次条に規定する 技術提案書を提出することができる者(以下「提案者」という。)の選定(以 下「選定」という。)について検討するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、選定の検討に関し必要な事項は、選定検討委員会が別に定める。
- 5 選定検討委員会は、選定の検討の結果を市長に報告する。
- 6 市長は、前項の規定による報告があったときは、選定を行い、その結果 を全ての参加表明者に通知する。この場合において、市長は、選定をされ なかった参加表明者に対しては、当該選定をしなかった理由を提示するも のとする。

(技術提案書の提出)

- 第6条 選定をされた提案者は、別に定めるところにより作成した技術提案 書(以下「技術提案書」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による技術提案書の提出があったときは、当該技術 提案書を選定検討委員会に送付する。

(契約候補者の特定)

- 第7条 選定検討委員会は、別に定める審査及び評価基準により次に掲げる 事項について審査及び評価を行い、契約候補者の特定(以下「特定」とい う。)について検討するものとする。
 - (1)技術提案書の内容
 - (2) 提案者によるプレゼンテーションの内容
 - (3)提案者とのヒアリングの内容
- 2 前項に定めるもののほか、特定の検討に関し必要な事項は、選定検討委員会が別に定める。
- 3 選定検討委員会は、特定の検討の結果を市長に報告する。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、特定を行い、その結果 を全ての提案者に通知する。

(報告)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を選定検討 委員会に報告するものとする。

- (1) 参加表明者又は提案者が選定検討委員会の委員に対し、直接又は間接 を問わず、連絡を求めたとき。
- (2) 参加表明者又は提案者が選定又は特定の結果に影響を与えるような不 誠実な行為を行ったとき。
- (3) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載があったとき。
- (4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 選定検討委員会は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に 係る参加表明者又は提案者を選定又は特定の検討の対象から除外すること ができる。

(契約の相手方の決定)

- 第9条 市長は、特定をされた契約候補者を契約の相手方として決定する。
- 2 市長は、第7条第4項の特定後に契約候補者が次の各号のいずれかに該 当したときは、当該契約候補者を失格とすることができる。
- (1)参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 前条第1項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が契約の相手方として適当でないと特に認めるとき。

(公表)

- 第10条 市長は、特定の公正性、透明性及び客観性を示すため、特定をされた契約候補者並びに当該特定に係る審査及び評価の結果を公表するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による公表後に前条第2項の規定により契約候補者 を失格としたときは、その旨を公表するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式の実施に 関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年11月24日から施行する。
 - (この告示の失効)
- 2 この告示は、第9条第1項の規定による契約の相手方の決定をした日に、 その効力を失う。